

令和5年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時：令和5年11月14日（火） 10:00~11:00

開催場所：石狩市役所5階 第2委員会室

出席者：会長：吉田保雄

副会長：住吉赳夫

委員：高橋典只、玄野展、長谷川洋子、西野典男、富木須磨子、五十嵐ルミ子、牧野勉

欠席者：三田村理恵子

事務局：中西財政部長、佐々木財政課長、青山財政課主査、市川財政課主査、武淵財政課主任

傍聴者：なし

【開 会】

●事務局（佐々木課長）

本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。財政課長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻でございますので、ただいまより使用料手数料等審議会を開会いたします。なお、三田村委員からは、本日都合により欠席との連絡がございましたので、御報告申し上げます。

開会に当たりまして、石狩市副市長の小鷹よりご挨拶を申し上げます。

●小鷹副市長

皆様おはようございます。副市長の小鷹でございます。本審議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、日頃より市行政に多大なるお力添えを頂いていますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。また、本日もお忙しい中、このようにご出席いただきましたことに感謝申し上げます。

本年8月に委員改選後初めての開催となりますが、委員の皆様には、委員の職を快く引き受け頂きましたこと、また、応募をいただいたことにお礼を申し上げます。本審議会につきましては、市民生活に影響のある使用料や手数料の設定に当たりまして、市民の皆様の参加のもと、公平な議論を踏まえて設定できるよう平成13年度に設置されたものであります。受益と負担の公平性を確保するため、公費負担の適正な割合のありかた、それに基づく使用料、手数料の算定方法について審議を行っていただく非常に重要な審議会でございます。これらの審議にあたっては、これまでの経緯や他自治体の状況など、多角的な視点に立った上で適正に設定する必要がありますことから、委員の皆様には大変ご苦勞をおかけすることになりますが、これまで培ってこられた知識や経験をご活用いただきまして、活発なご議論を頂ければと存じます。今後の審議のほどよろしくお願いいたします。審議会開催にあたる挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局紹介】

●事務局（佐々木課長）

本日の会議は、本年8月に皆様を本審議会委員に委嘱させていただいた後、初めての開催のため、会長・副会長が選出されておられません。大変恐縮ではございますが、会長を選出するまでの間、事務局において会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長、副会長の選出については、「石狩市使用料、手数料等審議会条例」に基づき、委員の互選により選出することになっておりますが、前回からメンバーも変更になっておりますので、委員の皆さまに自己紹介をいただきたいと存じます。

恐縮でございますが、牧野委員から反時計回りで自己紹介をお願いします。

【委員自己紹介】

●事務局（佐々木課長）

それでは、会長・副会長の選出を議題といたします。選出方法について、何かご意見はございませんか。

（事務局に一任の声）

それでは、事務局案といたしまして、会長に吉田委員、副会長に住吉委員を推薦させていただきたいと存じます。このとおりの承認いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

それでは、会長を吉田委員、副会長に住吉委員をお願いいたします。吉田会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

●吉田会長

それでは、一言ご挨拶させていただきます。ただいま皆様方に会長を承認いただき、まことにありがとうございます。厚田キャンプ場の料金改定ということで、子どもたちから大人まで、多くの方が利用されており、その料金体系がリニューアルされるということで、その有無を皆様と審議したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（佐々木課長）

それでは、続きまして、会議次第の3番目、本日の審議案件について、本審議会に諮問をさせていただきます。諮問書は副市長の小鷹よりお渡しさせていただきます。

●小鷹副市長

石狩市使用料、手数料等審議会会長吉田保雄様。厚田キャンプ場利用料金の見直しについて、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（佐々木課長）

小鷹については、公務のためここで退席とさせていただきます。
以降の進行につきましては、吉田会長をお願いいたします。

●吉田会長

それでは、ただ今から審議に移ります。本日は審議、その後答申までを予定しておりますので、皆様ご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは早速、事務局より提出されております資料に沿って説明をお願いいたします。

●事務局（市川主査）

私の方から説明いたします。資料については事前に送付させていただいておりましたが、本日お持ちでしょうか。それと、当日配布資料として、カラー印刷された厚田キャンプ場の位置図と、パブリックコメントの資料となります。皆様お手元にごございますでしょうか。

それでは、本日は委員改選後初めての開催となりますので、審議に入る前に、使用料、手数料の設定における基本的な考え方を説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

市では、使用料や手数料の設定や、改定の必要性を検討するに当たっては、平成24年7月10日に策定いたしました、「使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき取り進めています。使用料、手数料の設定については、1ページ目の中段「2 使用料・手数料等設定の基本方針」に定めている4つの項目を基本的な考えとしています。1点目として、料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。2点

目として、行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。3点目として、受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率を設定する。4点目として、概ね3年ごとに、定期的な料金見直しを実施する。以上の4項目を基本的な考えとしています。

次に、使用料の設定における考え方についてご説明します。3ページの図をご覧ください。

使用料とは、コミュニティセンターなどの公共施設をサークル活動等で使用する場合にお支払いいただく利用料金などが代表例です。今回皆様にご審議いただく厚田キャンプ場の利用料金も、この使用料に該当するものです。使用料の検討にあたっては、行政サービスを性質別に分類し、その分類に応じた「公費（税金）負担」と「受益者（利用者）負担」の割合を明確化することとしています。

サービスの性質により市民にとって必需的なものか、或いは選択的なものか、そして民間施設等の市場の代替性があるか否かによって、4つの分類を定めております。具体的には、第1分類としては、全ての市民にとって必要であり、民間でサービスを実施していないもの、例えば道路や公園、義務教育施設などが該当し、こちらの分類の施設の維持費は全額公費負担で行います。第2分類としては、市民が必要な時に使うものであり、民間でサービスを実施していないもの、例えば体育館、運動場、集会所・コミュニティセンター、公民館などになり、こちらの分類の施設の維持費は受益者50%と公費50%としております。第3分類としては、市民が必要な時に使うものであり、民間でもサービスを行っているもの、例えばテニスコート、プール、文化施設、温泉施設などになり、こちらの分類の施設のコストは全額受益者の負担で行います。第4分類としては、全ての市民にとって必要であり、民間でもサービスを行っているもの、例えば市営住宅、保育所等児童福祉施設などがあげられ、こちらの分類の施設の維持費は受益者50%と公費50%としております。

上記が基本的な考え方ですが、この分類のどれに当てはまるかで一元的に使用料を決めるのではなく、その他にも他自治体の同種のサービスの料金や、従前の金額が定められた経緯など、多角的な観点から使用料を定めております。

次に「手数料」であります。これは住民票や印鑑証明等を取得する際に支払いいただく料金が代表例です。こちらにつきましては、公の提供する役務・サービスにかかる業務コストの全額を受益者負担としております。例えば、住民票の発行手数料は現状350円とされていますが、住民票を1通作成するためには、人件費・印刷費・システムの運営費などを合計すると、377円かかると積算されているため、これを基に350円と設定しているところです。

以上が使用料、手数料の設定における基本的な考え方です。私からの説明は以上です。

●吉田会長

ただいま事務局から説明のありました内容について、分からない点や確認など、またご意見を受けたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

●西野委員

今回の厚田キャンプ場については、この分類でいうと第3分類だと思いますが、あくまでも使用料ということで、設備を整えたり、そういう部分は市の方で税金を使ってやっているという理解でよろしいでしょうか。

●事務局（佐々木課長）

後ほど説明があるかと思いますが、令和5年度、令和6年度において、利用者の利便性向上のための設備投資・改修を予定しております。整備後の使用料の設定につきまして、本日ご意見をいただきたいと考えているところです。

●吉田会長

他にご質問等はございますか。

無いようですので、続きまして、本審議会に諮問された「厚田キャンプ場利用料金の見直しについて」を議題といたします。事務局から提出されている資料について説明をお願いします。

●事務局（大川課長）

厚田キャンプ場を所管している商工労働観光課長の太田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、説明に入る前に、先日前配りした資料に一部訂正がございます。資料8ページの下の方の表、「令和4年度の利用者数での試算」という表の「宿泊」の大人の入込数が8,851人となっておりますが、8,581人の記載ミスでございました。申し訳ございませんでした、訂正させていただきます。

それでは、厚田キャンプ場利用料金の見直し案について、資料に沿って説明させていただきます。

資料は6ページと、本日配布いたしました「改修案」の図面と両方ご覧になっていただければと思います。

まず、今回の料金見直しの背景ですが、厚田キャンプ場につきましては、平成9年の開設時より利用料金は据置きとしておりました。しかし、利用者の増加に伴いテントサイトを現在Aサイトと呼んでいる1箇所から、親水広場と呼ばれる図面上のBサイトCサイトを含めた3箇所に広げて運営していましたが、水回りを中心に設備不足が課題となっていたことから、令和5年度から6年度にかけ、水洗トイレの増設や炊事場の増設、シャワー施設の新設などの大規模な設備改修を実施することにより、利用者の利便性向上を図っているところであります。また、近年のキャンプスタイルの変化により、テントの大型化やテントとタープ一体型テント、キャンピングカーや車中泊など、テント1張りの定義が難しくなっており、キャンプ場の予約時や受付時に度々混乱が生じていました。

このようなことから、令和5年度から6年度の改修工事による利便性向上のタイミングにあわせ、料金体系の見直しを含めた改定を実施するものであります。

次に、現状の料金体系についてですが、中学生以上の大人が1泊・日帰り共に200円、小学生の子どもが1泊、日帰り共に100円、小学生未満は無料、このほかにテント1張につき、1泊1,000円、日帰り500円となっております。

続きまして、現状の収支についてですが、令和4年度の厚田キャンプ場の利用料金は約885万1千円となっており、支出につきましては、一部キャンプエリア以外の経費も含まれますが、約1,858万7千円となっており、約980万円の支出超過となっております。

次にキャンプ場の日帰りと宿泊をあわせた入込数ですが、道の駅が開業した平成30年では4,930人でしたが、令和4年度は16,943人と3倍以上となっております。

次のページとなりますが、周辺市町村のキャンプ場料金について記載させていただいております。

厚田キャンプ場の形態に近い、新篠津村の「しのつ公園キャンプ場」では、中学生以上の大人が1泊1,500円、日帰り800円、小学生が1泊1,000円、日帰り500円、小学生未満は無料となっております。また、支笏湖にあります「ちとせ美笛キャンプ場」では、高校生以上の大人が1泊2,000円、日帰り1,000円、小中学生が1泊1,000円、日帰り400円、4歳以上が1泊400円、日帰り200円、4歳未満は無料となっております。このように、厚田キャンプ場と同じような形態のキャンプ場で、テント料金を設定しているところは少なくなってきましたことから、利用者も徴収する側もわかりやすいように、テント料金を廃止し、1人あたりの料金のみとしたいと考えております。

次のページに移りまして、「料金の改定案」であります。近隣市町村の設定金額を参考に利用者の極端な負担増とならない範囲で検討した結果、中学生以上の大人が1泊1,000円、日帰り500円、小学生の子どもが1泊500円、日帰り250円、小学生未満は無料へ改定したいと考えております。

なお、改定後の料金体系で令和4年度の利用者数で試算しますと、1,134万7千円となり、現行料金の約2割増となる見込みであります。

次のページに利用人数ごとの料金比較を表にまとめております。

まず、宿泊で、大人1人・テント1張の場合、現行では大人1人200円、テント1張1,000円の合計1,200円だったのが、改定後は大人1人1,000円のみとなりますので、200円下がることとなります。続いて宿泊で、大人2人・テント1張の場合、現行では大人2人400円、テント1張1,000円の合計1,400円だったのが、改定後は大人2人2,000円となりますので、600円の増額となります。また、上から4番目の宿泊で、大人2人・小人1人・テントとタープ2張の場合、現行では大人2人400円、小人1人100円、テント2張2,000円の合計2,500円だったのが、改定後は大人2人2,000円、小人1人500円となり、改定前と同額となります。その他につきましては、比較表のほうでご確認をお願いいたします。

次にシャワー料金の設定であります。来年度さらなる設備改修として、シャワー設備の新設を予定しております。シャワーにつきましては、キャンプ場利用者のための附帯設備でありますことから、条例上は金額を明示せず、実費相当額と記載させて頂き、光熱水費の変動にも柔軟に対応していきたいと考えて

おります。なお、現時点での試算では、シャワー1回5分間利用した場合、光熱水費と清掃に係る人件費などで1回当たり約178円となっており、5分間1回200円あたりが妥当ではないかと考えているところでもあります。

続いて、パブリックコメントの結果について、ご報告いたします。本日配布させていただきました資料をご覧ください。「石狩市あいそパーク条例の一部改正について」、令和5年10月1日（日）から10月31日（火）までパブリックコメントを実施し、1名から3件のご意見をいただきました。意見への対応状況としましては、不採用が1件、参考とするものが1件、その他が1件となっております。各意見と検討内容については、記載のとおりであり、本審議会終了後、検討結果の公表を行う予定でございます。

私からの説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●吉田会長

ただいま担当所管から説明がございました。分からない点や確認など、ご意見やご質問がありましたら、どうぞお願いします。

●西野委員

昨年度の収支について記載がありますが、およそ900万円の支出超過となっております。これについては市税が充てられたのかと思います。厚田キャンプ場の利用については、市民の割合が4.5パーセントで、その他は市外の利用者なのかと思いますが、例えば、市内の利用者と市外の利用者で、料金設定を変えることは制度的に可能なのでしょうか。制度的に変えられないということがあれば別ですが、市が負担していくということを考えると、市外からお越しのお客様には市民よりも若干負担を多くしてもらうことについて、考えをお聞かせください。

●事務局（佐々木課長）

市の使用料全体の観点からお答えします。まずは負担の公平性ということで、市民とそれ以外で差をつけるということは現時点では考えておりません。他の使用料についても、現状差をつけていないと承知しております。

資料6ページにあるように、収支が良くない状況でありますけども、この計算にあつては本日コスト計算書のようなものをお示ししておりませんが、例えばキャンプエリア外の経費も一部含まれておりますことから、そういった部分も斟酌しまして、受益者負担の適正化というものと考えていくものと認識しております。

●西野委員

今後シャワーなども充実してくるので、市民の皆様も利用すると思われそうですが、市民が気軽に、あるいはお得感を感じながら利用できれば良いなと感じましたことから、質問させていただきました。

●事務局（中西部長）

市民と市民以外で料金に差を設けるべきという意見は、様々な施設で出るところです。今回、観光施設ということで、付帯する効果、経済的效果や知名度といったプラスアルファを考慮するべきであり、外部からの誘引という重要性を評価して、同じ料金というのが適正ではないかと考えております。

●長谷川委員

私も同意見で、キャンプ場だけの収益ということではなく、外部から人を呼んで、その人が石狩市に落としていくお金とか、色々な部分を考慮する必要があると思います。単に値上げとなると、同じだけの人数が来年も来るかという、なかなか難しい部分がある他のキャンプ場の例でもあります。私はキャンピングガイドの本を出版しているものですから、毎年キャンプ場に行つて写真を撮つて編集していきまして、色々なところのお話を聞く機会があります。テントサイトの料金をなくして、個人の料金単価を上げるとありますが、昨今ソロキャンプが増えてきていますが、BエリアCエリアというのはフリーサイトですか。ここには簡易なトイレがなく、そのままの設備で料金が見直されるのはどうかなと思いましたが、今日説明を受けて、設備が改善されるということが分かり、今まで来ていたキャンパーもただ値上げされたとい

う感覚ではなく来てくれるのではないかと思います。
フリーサイトにも車を乗り入れることができるのですか？

●事務局（大川課長）

B・Cサイトは車の乗り入れが可となっております。テントの隣まで車が付けられるようになってございます。他のキャンプ場のように、一人あたりの区画を区切るという事は行っておりません。資料の下の方にも橋の架け替えと記載しておりますが、Cサイトに渡るのにも危険がないよう強度があるものに変えて、大きな車でも入りやすいように改修する予定となっております。

●長谷川委員

何張分というのは決めているのですか？

●事務局（大川課長）

A・B・C合わせて200張というのを上限としております。あまり詰め込みすぎないように、上限200で予約を打ち切るという運用を行っております。

●玄野委員

本日の議題である料金の見直しには直接関係ありませんが、先ほど事務局からの説明によると、コイン式のシャワーを新設するとありました。5分間お湯か水が出て、178円申し受けるということでしたが、この178円の中には初期投資分も入っているのですか。

●事務局（大川課長）

設備についてはキャンプ場一体で考えておまして、シャワー料金については、実際の光熱費や壊れた時の修繕費、清掃費などのランニングコストだけを計算しております。

●玄野委員

資料6ページにランニングコストが記載されていますが、例えば修繕費は、この表の「水道・排水設備保守」に入ってくるということになりますか。

●事務局（大川課長）

まず人件費については、「キャンプ場管理業務」に分類されます。修繕費について、「水道・排水設備保守」や「消耗品」の中に積み上げられることになるかと思いますが、現状お示ししているのは令和4年度の数字となっております。

●高橋委員

キャンプ場の利用には予約が必要なのですか。

●事務局（大川課長）

予約については、昨年度に予約サイトを作りまして、インターネット上からの事前予約を原則とさせていただきます。そこで大人何人、子ども何人などと入力していただいて申込としております。

●高橋委員

予約でいっぱいになってしまうこともあるのですか。

●事務局（大川課長）

夏休み時期の週末は、200張の予約上限に達することもあります。予約せずに突然来てしまう方もいることから、多少現場判断で柔軟に対応させていただいております。予約サイト上は上限に達すると、これ以上受付できませんと対応させていただいているところです。

●高橋委員

予約でいっぱいになってしまう日は多いのですか。

●事務局（大川課長）

8月の土日は予約が上限に達することもあります、平日や7月・9月は満場まではいかない状況でございます。

●高橋委員

言いたかったのは、先ほど西野委員が石狩市民に優遇をとという意見を述べられましたが、私も石狩市民としては若干安い方が石狩市に住んでいて良かったと思います。一方で、市外から来る方に石狩市を知ってもらおうということで、料金を高くしてしまうことはマイナスになると思います。あまりにも予約がいっぱいになってしまうという状況であれば、季節で料金を変えとか、土日を若干高くするとか、石狩市民を100円安くすることによって、多少お得感が石狩市に住んでいて良かったというのがあると思います。そういう方法があれば、市民の利用が増え、市外からの方も入っていただくことが両立でき、料金は多少高くなりますが、他市町村の施設と比べれば改定後でも高くはないと思いますので、質問しました。

●富木委員

このキャンプ場は年中営業しているのですか。

●事務局（大川課長）

ゴールデンウィークの始まる4月下旬から10月末までの開場となっております。

●住吉副会長

私からも一言良いでしょうか。石狩市民の有用性について私も賛成するところです。管理の上で利用者の公平性を考えたら、1,000円で設定するのは良いと思います。むしろ1,000円は安いと感じるところであり、もう少し料金を上げて、設備を整えて、観光の重要性を担保するのであれば、観光に力を入れる設備にもっと導入した方が良いと思いました。それと、公平性の観点からすると、A・B・Cサイトで差が出てくるのではないのでしょうか。キャンプはおそらく水回りが一番人気が出るとは思いますが、利用エリアの上での公平性の担保はどこにあるのかについて、お答えいただければと思います。

●事務局（大川課長）

まず、料金の設定の点ですが、資料6ページの右側の表にありますように、施設の利用者が平成30年で約4,900人であったのが、コロナ禍のキャンプブームを受けて急激に増えている状況であります。今後このブームがどう推移するか見通せない状況であり、料金を見直したことである程度利用者が減ることが想定されますので、そのバランスを考えた中で、今回提案した金額が妥当ではないかと考えているところです。

A・B・Cサイトの人気という点ですが、静かな環境が良いという方はCサイトを使われます。ファミリー層はBサイトを好みます。森の近くが良いという方はAサイトを使われます。このように棲み分けがされておりまして、厚田キャンプ場としてトータルで色々な環境を提供しており、利用者の判断で選択して貰えるということで公平性は保たれていると考えているところでございます。

●住吉副会長

料金を石狩市民とそれ以外で差を設けるという点については、財政課がやるべきことではなくて、他の観光課などで市民に利用割引券を配るといった施策の上で差を設ければ良いのではと思いました。料金の公平性が担保されつつ、石狩市民に有用なものがあるということで、他の課の働きかけで行うという方法もあるのではと思いましたので、一つ意見として挙げさせていただきます。

●吉田会長

他にありますか。

その他質問等はないようですので、以上で審議を終了したいと思います。今回市民と市民以外で差を設けることに多く言及がありました。この点については、付帯意見ということではなく、こういう意見がこの場に出されたら所管課並びに財政部にて受け止めていただければと思いますが、みなさんそのような結論でよろしいでしょうか。

●事務局（佐々木課長）

ただいま会長よりご発言いただいた市民の優遇ということに関して、こちら指定管理施設という管理者が市から運営委託を受けている施設ということになります。その管理者の方で、議論になったような市民を優遇するキャンペーンを企画することは可能だということですので、担当課や管理者と協議しながら検討を進めて参りたいと考えております。

●吉田会長

事務局よりただいま説明がありましたが、そのようなことでみなさんよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

●吉田会長

それでは、本日諮問された内容につきましては、本審議会において妥当であると答申したいと思います。このあと答申の予定となっておりますが、答申内容の作成等に時間を要しますので、答申につきましては、私にご一任頂ければと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

●吉田会長

それでは、そのようにさせて頂くことといたしまして、本日の審議は終了したいと思います。皆様のご協力に感謝申し上げます。

それでは、一度事務局に進行をお返しいたします。

●事務局（佐々木課長）

委員の皆様におかれましては、ご審議賜りありがとうございました。

本日ご審議いただきました件につきましては、答申をいただきまして、来年2月に開会予定の第1回石狩市議会定例会におきまして、今回の内容を盛り込んだ条例改正案を提案させていただく予定となりますので、ご報告いたします。事務局からは以上です。

●吉田会長

それでは、本日の使用料、手数料等審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録確定 令和5年11月22日

石狩市使用料、手数料等審議会 会長 吉田保雄